

2. 技術部会 技術育成及び選手強化に関する事項、長野市スキースポーツ少年団の指導。
3. 学校部会 学校の企画運営、事故防止並びに救護に関する事項。
4. 大会部会 大会運営に関する事項。
5. フリースタイル部会 技術の育成及び選手強化、大会の運営、協力。
6. スノーボード部会 技術の育成及び選手強化、大会の運営、協力。

(部会委員)

第24条

1. 部会委員は会員の中から選考し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
2. 部会委員は他の部会委員を兼ねることができる。

(委員会)

第25条

1. 本会運営のため必要に応じて委員会を設けることができる。ただし理事会の議決を要する。
2. 委員は理事会で選出し会長が委嘱する。
3. 委員長は委員の互選による。

(会 議)

第26条

1. 会議は第13条を準用する。
2. 部会長(常任理事)、委員長が議長となる。

第7章 補 則

(規約の改正)

第27条 本規約は総会で出席者の三分の二以上の賛成を得なければ改正することができない。

(役員候補選出要項、運営等細則)

第28条

1. 役員候補選出要項は総会の議決を要する。
2. 本規約運営のための細則等は理事会の議決を要する。

附 則

1. 1.本規約は平成16年11月26日から施行する。
ただし、3章役員第9条～第12条は次回役員改選時総会より施行する。
- 2.平成20年5月1日より施行する。
2. 全日本スキー連盟の登録は本会を通じて行うものとする。
3. 入会金は5,000円とする。